

重要なお知らせ

令和4年10月1日から選定療養費が変わります。

当院（地域医療支援病院（200床以上））では、かかりつけ医等からの紹介状を持参せずに受診される患者さんに対して、診療費とは別に「選定療養費」をご負担いただく事が定められております。

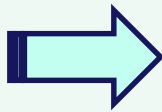
この度、診療報酬改定により、**令和4年10月1日～選定療養費の【金額】と【要件】が変更**となりますので、お知らせいたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

金額の改定

【初診時】（紹介状をお持ちでない初診の患者さん）

令和4年9月30日まで

5,500円（税込）



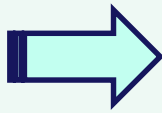
令和4年10月1日から

7,700円（税込）

【再診時】（当院から他の医療機関の紹介を行ったが、引き続き当院への受診を自ら、希望された紹介状をお持ちでない患者さん）

令和4年9月30日まで

2,750円（税込）
（受診の都度）



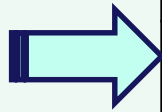
令和4年10月1日から

3,300円（税込）
（受診の都度）

免除要件の改定

令和4年9月30日まで

自施設の他の診療科
を受診している患者
⇒ 免除



令和4年10月1日から

自施設の他の診療科から
院内紹介されて受診
する患者 ⇔ 免除

現在当院において、継続治療中の患者さんも、10月1日からは、他の診療科を新たに受診する場合は、紹介状をご持参いただくか、院内紹介でない限り、選定療養費をご負担いただくこととなります。
紹介状がない場合は、診療科ごとに選定療養費が発生しますのでご注意ください。

初診時選定療養費・再診時選定療養費について

【選定療養費の対象とならない場合は以下の通りです】

以下に該当する方は徴収いたしません

- ◆ 紹介状をお持ちの方
- ◆ 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合（院内紹介がない場合は選定療養費が発生いたします。）
- ◆ 特定健康診査、がん健診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- ◆ 救急車、ドクターカー、ドクターヘリで搬送の場合
- ◆ 外来診療に引き続き入院になった場合
- ◆ 治験協力者である患者
- ◆ 災害により被害を受けた場合
- ◆ 労働災害、公務災害、交通事故の場合
- ◆ 公費負担医療制度の受給対象者（乳幼児、ひとり親家庭等を除く）
- ◆ 無料低額診療事業の対象者

Q&A

選定療養費とは何ですか？

医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省より制定された制度で、高度・専門医療を行う200床以上の病院において、かかりつけ医からの紹介状を持たずに受診される患者さんに対して、診療費とは別に自費負担いただくことが定められています。

初診とはどのような場合ですか？

- ・ 当院を初めて受診する場合
- ・ 以前当院を受診したことがあるが傷病の治癒もしくは終了した後再び来院した場合
- ・ 治療継続を必要とするが、自己判断で治療を中止して改めて受診する場合

再診時の選定療養費はどのような場合が該当しますか？

主治医が他の医療機関に対し、逆紹介を行ったにもかかわらず、患者さん自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度、選定療養費がかかります。

当院で〇〇科を受診しており、別の診療科を受診する場合は選定療養費はかかりますか？

〇〇科の医師より、別の診療科への院内紹介があれば、選定療養費はかかりません。医師からの院内紹介がなく、患者さんの希望で別の診療科を受診する場合は、選定療養費がかかります。（〇〇科の診察日と同日に他の診療科を初めて受診する場合は院内紹介でない限り初診時選定療養費の対象となります。）

選定療養費がかからない方法がありますか？

他医療機関からの紹介状があれば選定療養費はかかりません。かかりつけ医からの紹介状をお持ちください。